

会 議 録

会 議 名		令和7年度第1回文化財保護委員会	
開 催 日 時		2025年(令和7年)5月19日(月) 午後6時25分～午後7時50分	
開 催 場 所		藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数
			0
出席者	審議会等の長	鈴木 良明	
	委 員	伊藤一美、大野敏、川口徳治郎、矢島律子	
	事 務 局	井出生涯学習部長 郷土歴史課 榮課長 山出課長補佐 宇都上級主査 串田主査 桐原主任 後藤主任	
議題及び公開・非公開の別		議題(1)(すべて公開) ア 藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について 報告(2) ア 令和6年度の事業報告 イ 令和7年度の事業報告 ウ 神奈川県指定史跡・名勝「江ノ島」の現状変更の許可申請等について エ 令和6年度地域文化財総合活用推進事業 (地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業)について オ 市指定史跡 西富貝塚の現状変更について その他 (1) 市指定考古資料の移動について	
非 公 開 の 理 由			
審 議 等 の 概 要		議題、報告、その他について、事務局の説明後、質疑が行われた。 会議の詳細については別紙のとおり。	
そ の 他			

会議録別紙

委員長

皆さんこんばんは。

令和7年度第1回の文化財保護委員会でございます。

はい、それでは早速質疑を進めさせていただきたいと思いますが、お手元に次第がおりかと思えますけれども、次第に従って、順次進めさせていただきたいと思えます。

本日の議題はですね、(1)ということで協議事項、それから(2)報告事項でございます。順次進めさせていただきます。

ではまず協議事項ということでございますね。まずはアということで藤沢市文化財保存活用地域計画の本文について事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局

私の方からは、地域計画の本文につきましてご説明の方をさせていただきます。

まず、今回皆様にお示ししている文書案なのですが、目次の方を見て頂きますと「序章」・「第1章」・「第2章」・「第3章」とございます。

前回の協議会の中で全体構成を示す案をお示したところですが、大体半分ぐらいの文案となっていますので、その点ご承知おきのほど宜しくお願いいたします。

第4章から第7章については、次回の議題とさせていただきます。

また、文中の図表については、仮のものになりますので、あくまでイメージとして見ていただければと思います。

それでは、順を追って概要を説明いたします。

序章では、まず本計画作成の背景と目的を記載しています。続いて、本計画の位置づけとして、関連計画の概要を説明しています。次に、計画の実施期間と、更新のサイクルについて説明しています。最後に、本計画で取り扱う藤沢郷土資源の定義を述べています。藤沢郷土資源の定義については、前回お話をさせていただいたものを文章化したものになります。以上が序章になります。

続きまして、第1章の説明に入らせていただきます。第1章では、まず、自然・地理的特徴として、位置・面積、地形・地質、水系、気候、生物環境の概要を記載しています。続いて、社会的状況として、人口、産業、交通、観光の4分野の概要を記載しています。次に、市内に所在する文化施設について、説明をしています。なお、ここに挙げた施設については、市の所管施設と、神奈川県博物館協会に登録されている施設を基本として取り上げています。また、前回の委員会で指摘をいただいた藤沢市文書館について、新たに加えていただいております。続いて、地区の概要として、市としての成り立ちと、市内13地区のそれぞれの概要を記載しています。最後に、藤沢市域の歴史について

て、通史的に概略を記載しています。紙面の都合上、どうしても駆け足の記載になっていますが、過不足などありましたらご指摘いただければと存じます。なお、近世については記載する内容を検討中です。次回の協議会で改めてご確認いただければと思います。以上が第1章となります。

次に、第2章では、藤沢郷土資源の概要について記載しています。まず、指定等の文化財および未指定文化財の件数と内訳を記載し、その後各類型の概要をまとめています。未指定文化財の件数および内訳については、現在、文化財リストの作成作業を行っておりますので、その作業が終わり次第反映します。

最後に、第3章のほうに移らせていただきます。第3章では、藤沢市の歴史文化の特徴を設定しています。テーマについては、前回の協議会でお出しした4本となっています。

一つ目は、「水豊かな台地と丘陵～水が造りあげた相模野台地のかたち～」と題し、台地の特徴的な地形に基づいた歴史文化をまとめています。

二つ目は、「湘南の海と砂丘～相模湾がもたらした多彩な恵み～」と題し、海がもつ様々な側面に基づいた歴史文化をまとめています。

三つ目は、「藤沢を形作った陸の道・海の道～東海道とさまざまな道が呼び込んだ発展～」と題し、街道や交通がもたらした歴史文化をまとめています。

四つ目は、「地域色を育んだ多様な風土～里＋街＋海＋島＝藤沢～」と題し、藤沢市内の地域色に着目した歴史文化をまとめています。

それぞれのタイトルは、親しみやすさを重視したキャッチーなものを目指し、つけています。

また、内容については、文化庁のほうから、通史的な記載にならないようにとの指摘がありますので、歴史の背景要素を重視した記載の仕方をしています。それに伴って、簡潔な記載に感じられる部分も多いかと思いますが、これはあくまで歴史や文化の裾野を広げるための枠組みですので、詳細になりすぎないことを意識しているものです。

以上、地域計画の序章から第3章までの文章案につきまして、概要を説明させていただきました。私のほうからは以上です。

委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明でございますが、報告書計画書を作る段階でございますけれども、実際にどういう構成になるかということで、それが第1章から第3章まで今お話があったとおりでございますけれども、これについて皆さん方からのご意見をいただければというふうに思います。何か気がついた点ですとか、あるいはご質問等あればお願いしたいと思えます。

委員

まだ3章までということですが、私、川崎市と横浜市の計画書に関係しており確認してみたのです。

	横浜ですと、この第3章の歴史文化の特徴を受けて、今後その文化財保存を幅広く地域単位で考えるうえでストーリーを考えているのが非常に面白いと思ったのですね。 それも横浜の場合は歴史文化という五つの特徴から九つのストーリーというのを地域とエリアを決めて、その中の縦軸に様々な文化を入れてストーリー展開にまとめていっているのですね。そうやっていくと、もしかして日本遺産みたいな考えもあるのかもしれないですけど。比較的わかりやすいですね。まとめ方としてはこれ面白いと思います。
委員長	はい、ありがとうございます。他いかがでございましょうか。 その第3章の藤沢市の歴史文化の特徴ということで、四つの切り口と言いましょ うか、これで見ると、そこから何が描けるかっていうことですよ。まず、この第4章以降には多分具体例が出てくるんだろうと思いますけれどもそういう意味でこの、この第3章までは、何か大前提、一般論というふうに思 いますね。 そういう理解でよろしいでしょうか？ですから、その第3章の水豊かな大地の丘陵とか、湘南の海と砂丘とかっていう括りでですね見ていこうと。それが特色あるいは次に展開する。ストーリーといいましょうかそれにうまく繋がることじゃないと言えないかと思うのですけれども。
委員	第3章で見ると、近世末から近代の人っていうのがあんまりないので近代という部分もストーリーにまとめるためには、しっかり意識していただいて縦軸横軸で構成できると良いとおもいます。
委員長	ストーリーの中にですね、そのテーマをストーリーの中に落としきれないものっていうのが出てくるんじゃないかと思うのですね。それをどうするかっていうのが一つ課題になってきたりはするんじゃないかなというふうに思いますけれども、この計画で文化庁のご指導のもとにやってる計画ですと要は「ストーリー作れ」と、それに対して、今まで「点」の保存だった保存・活用だったものを「面」に広げていけば、という話なんですね。 しかしですね、それだけでは収まらない部分っていうのは多分出てくるんだろうというふうに思うんですね。それをどういうふうにすくい上げていくかという何か肝になるような気がするんです。 まあテーマテーマでね。藤沢の特色っていうのが出れば、それはそれでいいんだろうと思うんですけども、これからの文化財行政が目指すものっていうのかなそういうものをやっぱり盛り込んで、行くべきなのかなというそんな感想を持ってるのですけれども。
事務局	一応この歴史文化の特徴の中で捉えきれない文化財は完全に漏れてしまうというわけではなくて、地域計画の中で取り上げるものとしては第1章の方で定

	義した藤沢郷土資源という形になります。なので、これまで文化財保護法では文化財として取り扱っていなかったものも含めて、その全体に対する課題や方針については、第3章の後にまず全体的な課題などの整理、方針や取組というものを記載しつつ、あとは歴史文化の特徴から関連文化財群、ストーリーといったものについて、さらに重点的に進めていくというような形になっていきます。ですので、完全に手が届かないものがないようにするというのはもちろん大前提として我々も思っています。
委員	今回出ていないですけど、現在拾い上げ（リスト化）をしてるっていうことでしたよね。そこがすごく大事なところですよ。今までのいろんな調査報告において、例えば建造物寺社調べとかリストを作られて、その成果をもとに1章や3章にフィードバックしながらのストーリー展開が重要です。多分例外的に外れるものもあるでしょうけど、ここを上手に繋いでいくというところはあるかもしれない。
	川崎市の方はむしろストーリーは書いていなくて、地域遺産という制度により、地域からの申し出によりべたで拾っていて、そこから何が見出せるかみたいな整理も重視していると感じます。横浜と川崎でも異なっているので、いくつか試行してみて藤沢独自の色が出せるといいなと思います。
委員長	どうですか。今用意された藤沢の歴史文化の特徴といったところ委員がイメージされるような。今の切り口といいましょうか、台地とか丘陵とか。
委員	今他の委員のお話を伺いながら、単なる思いつきのようなんです、例えば第1章のところですね。藤沢市内の文化施設たくさん載っていますが、本文の方ではちょうど12ページのところです。 いろいろな市の施設と、また近隣の活用できるようなところが選ばれて12項目から説明されていますが、記述が少ないのではないかな、と。現在ならば携帯で施設などの案内や内容をもう少し映像などで見られるようなQRコードがあれば短いスペースであっても、そういう建物なんかの概要が分かればありがたいのですが。今の人たちが「あっ、こういう建物なんだ。」という案内になるんじゃないかと。 単なる思いつきのようで申し訳ないんですが、ちょっとそんなこともありかなと、思いました。
委員	これ幅広く難しいと思うんです。いわゆる藤沢市の特徴っていうのをきっと何らかの形でまとめて出したいというのはわかるんだけど、藤沢市だけをやると藤沢の特徴がわからないわけで、少なくとも神奈川県域を一つ大きな単位で見て、その中で、相模湾寄り、東京湾寄り、沿岸部と分けながら見ていかなければいけないかなと思います。ただ、その地形だとか、それからいわゆる地理的な環境みたいなものについては、古い時代のことはそれでも結構話ができるん

ですけども、時代が新しくなってくると地形とかそういう地理的な問題が果たして中世や近世や近代の中でどこまでその自然地形と関わって、藤沢の特徴が出せるかっていうのが一つあると思うんですけどね。

その話でやっていくと、お隣の茅ヶ崎だとか平塚とか、鎌倉なんかはちょっと特殊だけでも、同じようなことを記載することになると思うんですけども、だからその辺の整理の仕方っていうのは難しくて、さっき委員長が言ったように、これをまとめた時に誰がそれを読むのかっていうか、誰を対象にしてこれを作っていくのかっていうことです。

多分、藤沢って古代ではこうだ、中世はこうだ、近世はこうだと、特徴的なことをまとめ上げればいいんだけど、なかなかその辺が難しいかなというふうに思うんですね。

だからさっき委員の先生がおっしゃったんだけど、藤沢だけのことでやっていくのではなく、神奈川県各地域の担当者と会合を持たないと、藤沢とか湘南地域の特徴をうまく出していけないんじゃないかなっていう気がします。

どっかの時点で、まとまる前の段階で、情報交換っていうか、勉強会みたいなものを持たないと。「藤沢の歴史（※大地に刻まれた藤沢の歴史シリーズ）」が出版されてますよね。あれに少し色を加えたような感じのものになるっていうような気がしてならない。

もう少しそれに色付けした何か特徴的なものを出すには、少し視点をなんか変えてもっていかないといけないかなと。これ見てるとなんか漠然としてて、よくイメージ湧かないんですよ。

この辺はちょっと工夫が必要になってくるかもしれませんが、もっと何か単純明快なものの方が、前提として自然から台地があって海があってというようなそういう自然環境を含めた中でその歴史がやっぱりそういう文化が発達したっていうことは良くわかるんですよ。

それを踏まえて、何が市の特色となるのかとなってるのかというか、ということを見極めるっていうか、出していくでしょ。ちょっと極論話しますけれども、江ノ島とかそれから藤沢山遊行寺っていうのがもっと前面に出てもいいような気がするんですよ。それは次の段階で、書き込んだときにそういうものが構成として、表現されてくるかとは思いますがね。

ここまでは第3章までは一般論といいましょうか、人口がどうだとか自然環境がどうだとか、あるいは歴史的に見た場合に、その地形論から始まって歴史文化が展開してるという地域だということはわかる。その次なんですよ。きっとそこから抽出できる特色っていうんでしょうかね。

その方がなんかストーリー作りやすいんじゃないかって気がするなストーリーを作りやすいためにやってるわけじゃないんですけどね。どうなんでしょう

委員	かね。 どういう議論がされているか分からないんだけど、委員長が言ったように、やっぱり江の島っていうのは非常にインパクトのある場所であるし、その時代の特徴的なものだから、藤沢ならではっていうことで出した方が良い。私がやっている考古学の部分では、旧石器時代とか縄文時代とか弥生時代とかっていうのは、藤沢の特徴ってないですよ。 茅ヶ崎や鎌倉の旧石器時代は藤沢と何も変わらないですね。何々遺跡があって、そこで発見されたっていうだけであって、類似するものは、他の地域でも近隣の地域でも同じ文化的なものを示すものが出てるわけです。 神奈川県内の相模湾沿岸地域に位置するこの辺の地域では、大体一つの扱い方で済んじゃうと思います。 扱い方に強弱をつけて、江ノ島のように特徴的なものはかなり強く出すというようにした方がいいんじゃないかなっていう気がするんですけどね。
委員長 委員	何かをお気づきになったことがあればお願いしたい。 前回もちょっと申し上げたのですが「郷土資源」という新しい造語が本当に気になって。郷土資源の範囲というのは公民館とかの活動もはいるのでしょうか。 文化施設の中に市民会館とか入っていて、これは現在の市民会館、アートスペースとか入ってしまして、そうすると藤沢の郷土資源っていう今の市民活動まで入るのか。歴史を知る藤沢市域の歴史を正しく理解する上でかかせないというのがどのぐらいの範囲まで入れるのか。これは文章からだけでも現場としてはどのぐらいの範囲までを歴史としてお考えなのか。全然文化と関係ない人が藤沢の郷土資源と聞くと、鉱物資源とか、別のものを連想しちゃうんじゃないかなと思うのですが。もう少し言葉の使い方に注力されたほうがいいのではないかと思います。何がいいのかは分かりませんが。 この第3章までというのは、要は肝は4章以降ということですよ。その前提となる情報を取り上げたとは私は拝見していて、そういうことでは良くまとまっているのではないかと思います。 確かに先生方がおっしゃるように藤沢らしさとなると4章以降、3章あたりから特に強調する。他の地域との共通のとメリハリをつけて書いていくことは必要だと私は感じました。
委員長	ありがとうございます。この前もちょっと議論といいましょうかね、今委員から問題提起もありましたけれども、藤沢の資源という言葉を新しく作ったわけですよ。 これご説明されてるんで「ああ」というふうには思いますけれども何か郷土ということを意識したワード、これはどうしてもこれは藤沢市として出したいと

事務局	何かその意識がおありなんでしょうか？ 前回ちょっとお話をさせていただいたんですが、この地域計画の一つの売りとして、指定文化財も含めてさらに文化財保護法の6類型にもよらないものっていうところを定義づけられるというところとその定義づけたものに対して市独自の名称を用いてもいいよってというような形になってます。 やっぱり私達の中でその郷土っていう言葉が一つのテーマであると考えておりまして、その新しい名称をつける中で郷土という言葉を使いたかったっていうところが一つと、 後は市民の方にですねこの地域計画を出していく中で、今まで文化財っていうとどうしても自分の生活ですとか身近なものっていうふうには捉えられなかった方に対して身近なものごとここで対象としているのが藤沢郷土資源なんですよっていう形でPRをしていきたいというふうに思っていたので従来の文化財にとらわれず色々なものを含んでますよっていうところで郷土という言葉を使っています。 冒頭のお話にあった市民の活動とか、そういったところまで文化財として定義づけになるのかっていうところについては、こちらにも記載をさせていただいたんですけれども、例えば地名とか言い伝えとかそういったところも含めて文化財として扱っていきたいというふうに思ってるんですけれども、先生方がおっしゃったようにですね、今後の4章以降に実際のこのアクションプランといえますか、今後こういう課題があってその課題を解消する方針を決めてさらに取組に繋げていくっていうところもありますので先生がおっしゃったその市民の活動っていうところが4章以降のところでご説明しているところに記載できていければいいかなというふうには考えています。
委員長 事務局	郷土資源というかこれは藤沢市が初めてですか、こういう造語を使ってるの？ 先行事例については、例えば「たから」という言い方をしてる所ですとか、同じように「資源」っていうふうに言ってるところもありますので藤沢市だけではなくて、多くの市がその独自の名称を用いて、その地域計画の中で定義づけをしています。
委員長	その辺は自由裁量なんですか。保護法とかこれを作っていく上で、これおそらく全国区だろうと思うんですけれどもこの部分についてはその地域の特性といいましょうか、その後ろ郷土という言葉を使ったりね、宝という言葉を使ったりそれは自由っていうか、そういうスタンスでいいんですか。 なんか保護法とかね。
事務局	あるいは神奈川県の大綱はちょっと詳しく見てないんですけど、そういうところとの整合性みたいな言葉として取らなくてもいい。特には影響ない？ そうですね。内容については、例えば神奈川県が策定している大綱ですとかそ

	ういったところと整合性を取る必要があるんですけども、あくまで名称に関しては市の方で独自に決めていいよっていうふうに文化庁の指導を受けてますので、こないだ調査官とお話したときもその郷土資源という言葉を使うことは特に問題ないっていうお話をいただいています。
委員長	はい、わかりました。
委員	これ、イメージとしてね、人それぞれ感じ方が違うかもしれないけども、多分文化財という言い方すると今耳では聞きなれているかもしれないけども、何か文化財っていうイメージが一般の方たちには結構抽象的な感じがしないでもないですね。 ところが郷土資源っていうと、これ住んでいる自分たちの土地に密着した、何か文献だとか、資料だとか考古遺物だとか、そういったものを親近感みたいのは確かにあるような気がするんですけども。もしそれが間違っていないって言うんだったら、さっき言ったように説明を少し丁寧に一般の人に向けて、藤沢市ではこういうものについては、郷土資源は文化財とイコールだと思うんだけど、もう少し身近なものとして、自分たちの身近なものとして、捉えるために郷土資源という言葉を使いましたよっていうことだとすれば、そういう説明をどっかやっぱり丁寧にしておく必要があると思うんですね。 ここにある第2条にあるように、有形文化財だって確かに郷土資源という言葉を使っても間違いがないし、無形文化財も同じだし民俗資料もそうだし、こういうのを今まではまとめて文化財というような言葉を使ってたんだけどそれが文化財って言葉が馴染みにくいって言うんで、それをもう少し身近なものとして郷土資源という言葉に置き換えましたよっていうふうに説明してもらえるとわかりやすいかなって気はするんですけども。また別の意味を持ってるんですか。
事務局	はい、委員おっしゃったようにですね、郷土資源っていう言葉を使ってるのは、もっと親しみを持って今まで中々文化財を身近に感じられなかった方に対してもアピールしていきたいっていうこともあります。今お話しいただいたように定義づけのところに、例えばもう少し身近に感じていただきたいような記載を加えることも検討していく必要があると思います。藤沢市のその歴史を語る上で欠かせない情報を含めて定義づけしているところもあるので「郷土愛」という言葉もあるんですけど、藤沢市の歴史をどう捉えるかっていうところで、藤沢郷土資源というところを身近に感じていただければいいかなというふうに考えております。
委員	藤沢市が文化財保護条例を作ったのが昭和35年というの初めて知りました。 私は川崎が昭和34年に作ったのが県内で抜群に古いと思っていたのですけれど、昭和35年にもう既に作ったっていう歴史はすごく、その理由を含めて(多

分開発などでできたのかって話かもしれないですけど)、重要なところだと思います。藤沢市文化財保護の始まりの部分で。その辺を誇りに思ってもらって進めてもらうことが必要だと思います。

あと今の「郷土何々」という呼称について、気持ちが伝わってくるのですが、「資源」がいいのか「資産」がいいのか「遺産」がいいのかということはやはりゴロと言うのかしばらく時間をかけて決めて行けばよいと思います。

それぞれの人が感じる「資源」の印象という、先ほど矢島先生のお話にもあったように鉱物資源が何かみたいということで、これから磨かれていくものことだとするとその後どういうふうな発展をしていくのだろうと気もするし、遺産っていうとなんか古臭いというイメージになってしまう。

ぱっと聞いて誤解のないように気持ちが伝わるようにということも大事なので、あまり今の段階で決めないで、「郷土何々」みたいのでいくのだとすれば、もう少し国語辞典みたいなものを調べたり、人に聞くなりして検討するっていうのがあるのかな。川崎市だと先述の地域文化財という顕彰制度があります。確かに文化財っていうと何か拒否反応がある人たちもいるみたいなんでもうちちょっと柔らかいものですよ、と言いますか、もう少しこら辺は悩まれたらいいのかな。

ちなみに昭和 35 年に文化財保護条例ができた経緯みたいなものはあるのですか？

委員

国が昭和 26 年に例の法隆寺が焼けちゃって法整備をしなければいけない、そしてと国民全体・日本国全体でそれを守ろうという機運があって、それ特に文化財保護法の場合は、日本の文化財が外国にどんどん散出するっていうのはとにかく阻止なきゃいけないっていうのは、趣旨であると同時に、国民がそういうものを大事にしようという機運があって高まったことでできた訳ですよ。神奈川県は昭和 28 年に全国に先駆けて文化財保護条例を作ったという状況です。そのときの文化財っていうのは、特に寺社が持ってる仏像・絵画が主な対象でした。

そういった書画骨董的なものが主に外国に散出することを阻止しなければいけないということで趣旨ができてるんですが、その後に考古資料だとか民俗資料だとか、建造物だとか、それから史跡名勝に関するそういった類々の場所など対象が拡大します。その文化財保護法の本文の文化財という言葉が先で、その中に考古資料を入れていこう、その中に民俗資料を入れていこうという風に後からそういう資料が入ってくるわけです。

そういうふうに考えると、今言った考古資料だとか民俗資料だとかそういった地域的なものについては、確かに郷土の中で生まれ育ってくるもんだから、だから今藤沢でこういうふうに郷土資源という言葉を使うのは不適切じゃなく

	て、適切であるかもしれない。 その文化財保護法の経緯というのと、文化財保護法で指定されている中の内容は一体どういうものなのかと、それから時系列的にどういうものが順番に入っていたのかっていうことを整理していくといいと思う。 それを踏まえて、藤沢はそういった資料を郷土資源という言葉で、この際呼ぶことにしましたっていうふうに説明するとわかりやすいかもしれません。
事務局	「資源」という言葉選びについてなんですけれども、一応いろいろと考えたところがありまして、どの言葉を使おうかと考えていく上で、最初「遺産」・「資産」・「財産」など出てきてはいたのですが、「遺産」・「資産」や「財産」という言葉からは「お金」を連想される方がいるのではないかとというところがありまして、それがいわゆる「文化財はお金になる」というような認識をされてしまうと少し嫌だということがありました。その中でなぜ「資源」という言葉を選んだかというのと、「藤沢郷土資源」というものを活用しなければいけないというところで、単体ではあまり大きな価値が今のところ出せていないものもあるなかで、その裾野を広げていくという中であえて「資源」という言葉選びにして、それを拾い上げ、磨いて藤沢の歴史や文化に親しんでもらう、あるいは広げていくために使っていく、使えるものなんだよという思いを込めて、資源、藤沢郷土資源という今のところは使っているという背景があります。そういった背景にある思いを定義のなかにどこまで書くかというのは難しいんですが、記載があってもいいのかなというふうには思いました。
委員	文化財っていう言葉を使う場合、文化財っていうのは、文化を作り上げるための、あるいは作ってきた結果であって、人間の作ったものなんです。人が作ったもの、自然にできたものは文化財とは言わない。 でも資源って言葉使うと、自然にそこにあったものを活用するっていうイメージのような気がするんですよね。だから、文化財と資源とはちょっと意味合いが違って、僕らはあくまでも人間が自分たちの生活をより良くしていくために作り上げたものが文化財ですよ。 だからその辺の解釈の仕方がそれぞれ違うからきちっとというか、ある程度の考え方を整理した方がいいかなという気がしますよね。資源という言葉を使うと曖昧な解釈される恐れがありますね。
委員	もう一点いいですか。横浜市の計画においては、目指す方法として「守る」というキーワードと「生かす」というキーワードと「繋がる」というキーワードが出てくるんですよ。その最終検討段階において私は、3つのキーワードの掲げる大前提として、まず「知る」ということが大事だと発言しました。この意見を入れてもらえなかったんですけど、郷土の資源を発見する、再発見ですよ。

	郷土の大事なもの、当たり前になっているものを再発見する意味で、「知る」ということ重視して欲しいです。 それと「この計画によってこうなっていく」という形でぜひ説明してもらえとありがたいし、計画そのものを多くの人に知ってもらうということが大事です。そうした活動を通して「郷土資源」なり「郷土資産」という言葉が実効性のあるものになると思います。
事務局	ありがとうございます。私達もこれからまた4章以降に向けて課題ですとかそれから方針っていうところを決めていくっていう中で、今先生がおっしゃったようにですね「知る」っていうところが一つのポイントになってくるかなとは思ってるんですね。 その藤沢郷土資源の理解もそうなんですけれどもやはりこの地域計画の前提としてやはり地域の方と連携をして、この文化財の保存活用していこうという中で、やはりまず知っていただくっていうのは本当に一番最初の部分になってくるかと思うんですね。 なのでその中でやはり市民の方によりよく伝えるにはどうしようかというのを考える中で今おっしゃっていただいた「知る」っていうところも含めて、市民の方に伝わるような形での計画を作っていきたいというふうに考えています。
委員	もう1点。他の委員がおっしゃったから気がついたんですけど、文化財保護法ってそもそもはさっき言ったように、物をとにかく保存することが目的でできた法律なんですよね。物が散失しないようにって。だけれども法案できた後に今度はそれだけでは足りないんだと、保存するためにはやっぱりそのものがどういうふうに歴史的な文化的な意味を持ってるかっていうことを知ってもらう必要がある。そのためには活用しなければいけない。活用しないと、そのものの価値がわからないんだということ。 では、どういうふうにしたらいいかっていうことなんですけども、今まとめてくれているものについては、保存については割合とですね、その文字で一応ある程度の形でもって描けるんですけども、活用については非常に難しいと思うんですね。 ただ博物館を造るとか何かを見せるとか、そこから地域の人たちを抱き込んで何かを教育的な何かをやるかっていうようなこともあるかもしれないけど、いろんなことがあるんですけどもでも真面目にですね、活用ってどういうことなのかってことをやっぱり議論してから、それを進めていかないといけない。観光的なものが優るようになってしまう恐れがあるので、果たしてそれが活用なのかっていうことですね。観光資源としてそれが使われることが活用なのかっていうところがないわけじゃないので。

	本来活用とはどういうことなのかっていうのも議論していったほうがいいと思いますね。
委員長	その通りですよ。いづらか浮かぶキーワードがあると思いますので、活用に関してもね。先行してるところもきつとこういう計画を作ってる先行の事例もあると思いますので、どういう取り組み方針をしてるかっていうのも、視野に入ってるとは思いますが結構いい大事なところになるかと思います。 いろいろご意見が出ましたのでちょっとそれも踏まえて、作成にあたって、ご留意いただくといいのかなと思います。またフィードバックもあると思いますので、その時また議論ができれば幸いだなというふうに思います。 それではですね議題を先に進めさせていただきます。カッコ 2 の報告事項でございますが、ア・イ・ウ・エ・オがありますが、アとイを一緒にして報告をお願いしたいと思います。事務局から報告をお願いしたいと思います。
事務局	報告事項ア・イについてご説明させていただきます。 報告事項アについてご説明いたします、資料 2-1 をご確認ください。まず最初に令和 6 年度事業報告になります。 文化財保護委員会は昨年度、5 回開催をいたしました。文化財調査に関しては文化財保護推進会議を 2 回開催し、文化財調査報告書第 60 集を 3 月末に刊行しております。 文化財の保存管理に関しては、江ノ島島内の現状変更に係る協議及び申請書進達等の事務処理を行うとともに、市指定文化財保存管理奨励交付金の交付を行いました。あと、寶泉寺で文化財所有者立ち合いによる消防訓練を実施しております。 文化財の普及・活用に関しては、記載のとおり、市民ギャラリー常設展、古民家活用事業のほか、小学生のための郷土資料講座、地名講演会、文化財講演会、子どもワークショップ、善行遺跡第 3 次調査発掘調査現場説明会等、様々な事業を実施いたしました。 埋蔵文化財に関しては、埋蔵文化財の照会業務を随時行うとともに、埋蔵文化財保有地に関する資料を収集・整理し、公開可能な資料とするための整備を実施しました。資料 2-1 に関しての説明は以上となります。 続きまして、資料 2-2「令和 7 年度事業計画」についてご説明いたします。資料 2-2 をご確認ください。 文化財保護委員会は、今年度は 6 回の開催を予定しております。文化財調査に関しては、文化財保護推進員の委嘱式を 4 月 15 日に実施し、11 月に 2 回目の開催を予定しております。また、文化財調査報告書第 61 集の刊行を予定しております。 文化財の保存管理に関しては、前年と同様、江ノ島島内の現状変更に関する協

	議、手続きを継続して行うとともに、市指定重要文化財等修理補助金、市指定文化財保存管理奨励交付金の交付を行う予定となっております。 文化財普及・活用に関しては、記載の通り、旧石器時代のシンポジウムや古民家活用事業、小学生のための郷土歴史講座、子どもワークショップ等を予定しております。今年度は、長後、明治市民センターで考古学の講座も予定しております。相模ささら踊り大会に関しては、今年度は藤沢が開催地となり、秩父宮記念体育館で実施予定です。 埋蔵文化財に関しては、昨年度と同様、埋蔵文化財の照会業務を随時行い、埋蔵文化財保有地に関する資料を収集・整理し、公開可能な資料とするための整備を実施するとともに調査報告書の発刊を予定しております。 説明は以上となります。
委員長	よろしいですか。令和 6 年度の事業報告と 7 年度の計画事業計画ご説明ございました。何かご質問等がございでしょうか？
委員	すいません。令和 6 年、7 年共通なんですけど、3 の文化財の保存管理のところに文化財防火デーの実施っていうのがあるんですが、文化財所有者立会の消防訓練について、消防の人も来てくれている、立ち会ってくれているのでしょうか。
事務局	はい、消防局予防課が主導で行っております。
委員	消防の予防課の人たちに指導を受けると、講評というのがあって、常に適切なアドバイスをくれる（その場所に応じた状況で、「次会はこうした点にも気をつけて訓練をやってくださいとか」）ので、必ずきちんと記録を取って市内の文化財関係者間で共有してほしいんです。 最近はまだ文化財の火災被害等が多くなっているので訓練は重要です。どうも防災訓練の場合、持ち回りで担当したところ以外は他人事みたいなところがあるので注意が必要です。実際に火が起きると、あわててしまって消火器すら使えないっていうことが往々にしてありますので。予防課の専門家の意見を共有することで、認識が上がってくると思います。非常に重要なアドバイスあります。それを共有するようにぜひして欲しいと思います。
事務局	はい、ありがとうございます。貴重なご意見を承りました。
委員長	よろしゅうございでしょうか。令和 6 年度の報告とそれから 7 年度の事業計画よろしゅうございでしょうか？ ではそれでは議題を先に説明させていただきます。ウですね。神奈川県指定史跡・名勝の江ノ島の現状変更許可申請等についてとご説明をお願いいたします。
事務局	神奈川県指定史跡・名勝の江ノ島の現状変更許可申請等について資料 3 をご覧ください「江ノ島」の現状変更の許可申請等について、資料 3 をご覧ください。

事前に文化財保護委員会に諮るべきような大規模な案件がなかったため、すべて「軽微なもの」として事務処理を行いました。申請内容についての補足としましては、NO.2の「護岸階段整備」はトンボロ現象が発生した際に江の島に上陸する常設階段となります。常設ではありますが、門扉で施錠されており、トンボロ発生時のみの開放となるということです。

許可申請等については以上になります。

委員長 江ノ島の現状変更ご報告がございましたけれども、いかがでございましょう。何か、お気づきのことがあればお願いしたいと思います。

委員 すいません、全く素人の質問で恐縮なのですが、「トンボロ発生」って何ですか。

事務局 トンボロというのは、^{りくけいきす}陸繋砂州ともいいまして、江ノ島というのは陸繋島として、砂州で片瀬の方と繋がっていることがあります。それが年に数回、干潮の時に完全に砂州が繋がるとい現象が発生しまして、それがトンボロの発生というものになります。それを今、観光名所化しようとしているようです。

委員 ありがとうございます。

委員長 だいぶ何か宣伝してますよね。

事務局 すいません。あの部分って沈んじゃうのですか？

事務局 普段は海の中ですが、地震が起きるたびにそこは隆起して片瀬とつながります。ただし砂なので時間が経つと削り取られ浅い海となる。そういう状態なので干潮時のみトンボロが発生するしくみとなります。

委員 江ノ島には縄文早期の遺跡がありますよね。その時代はどうだったのですか。

事務局 縄文早期の遺跡は江ノ島の頂上付近にあるので、特に影響は受けなかったのではないかと考えます。

委員長 確か『吾妻鏡』か何かだね。

事務局 そうですね。『吾妻鏡』吾妻鏡の中で和田合戦(1213)のちょっと後に陸続きになったという記録がありますよね。あとは文献の名前は名前忘れましたが、他にも大地震で繋がったという記録があったと思います。

委員 繋がったってことは、もっと昔は標高が低かったということですか。

事務局 100年前の関東大震災でも隆起したという記録がありますので、江ノ島は大地震のたびに標高が高くなっていると考えられます。

委員 聖天島がなくなっちゃいましたもんね。

事務局 そうですね、江ノ島と陸続きになりました。あとは関東大震災の時、稚児が淵も隆起しています。

委員長 なんか大変人気があるようで、徒歩で渡れるものですから橋を使って江ノ島に渡るわけではなく歩いて渡れるのだそうです。潮の干満でこう出てくるのでしょうかね。

	観光資源になるのではないですか。 よろしゅうございましょうか。では次の議題報告事項に進めさせていただきます。令和6年度の地域文化財総合活用推進事業ですか。これについてもご説明をお願いいたします。
事務局	引き続き私が説明させていただきます。報告事項につきましては資料4をご覧ください。 文化庁の補助金を使用した令和6年度事業の実施報告となります。申請額850万円のところ交付額655万1千円でした。内訳は、山車の修理と、帯の新調を行いました。続いて、令和7年度の申請報告となりますが、申請額289万4千円のところ交付額224万8千円と決定し、山車の柱の修理と、人形の修理に着手しています。以上です。
委員	すいません。令和7年度の事業で前回の議題にあった心柱を取り替えるんだけどそこには墨書とかがあったりするので、それはとっておいて下さいってというのは、全く郷土遺産第1号か何かにしたらどうですか。大事なものだっていうことを認識してもらってですね、ただ小屋などに入れておくといつのまにかなくなっちゃうので、やっぱりこれは大事なものであるということを書いたものを付けてぜひ残して欲しい。
事務局	はい、ご意見ありがとうございます。
委員長	他にございましょうか。はい、ありがとうございます。次へ進めさせていただきますでしょうか。オですね、市指定史跡の西富貝塚の現状変更ということでございます。これについて説明をお願いします。
事務局	再び私がご説明させていただきます。市指定史跡西富貝塚の現状変更についてです。資料の5をご覧ください。 現在、宇賀神社の北付近から西富貝塚の看板のある地点にかけて、門扉改修・ブロック塀改修・道路の舗装拡幅が計画されております。計画には伐採・伐根も含んでおります。当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地及び市指定史跡「西富貝塚」に該当しております。市指定史跡の範囲としては、現在道路がある部分の東となり、今回の工事では舗装の拡幅について一部該当するものと考えられます。 現状変更についてですが、藤沢市指定史跡の文化財でありますので、本保護委員会でいただいたご意見をもとに、現状変更届を提出してもらう予定でおります。事務局としては、この事業は西富貝塚には影響の少ない軽微なものと考えています。また、現在ブロック塀に設置している文化財説明板は再設置、ブロック塀の内側に設置されている標柱は撤去を考えています。 次に埋蔵文化財についてですが、埋蔵文化財に係る手続きとしては、既に届出が提出されておりますが、現状変更に伴う本件の取り扱いの方向性が決まって

	から、手続きを進めることで調整をしております。以上となります。
委員長	はい。ありがとうございました。
委員	これはあれですか、現状変更に伴って一部掘ったりするのですか。
事務局	深さからすると、西富貝塚、近くにあるチンガ塚古墳の面までには達しないと思いますが、この場で委員会の先生方からのご意見をいただきまして、それを元に試掘をするかどうかを含めて確認したいと思っております。
委員	この際だからできるだけ調査が必要だなという気はするのですが、その辺は調整ができるのですか。
事務局	そうですね、事業者の方には代理人をとおして今回の保護委員会ではかり、それによって方向性が決まるというふうには伝えてありますので、ある程度の調整は可能かと考えております。
委員長	何か確認をする必要があるのですか。
事務局	はい。委員はご存じの通り、西富貝塚は縄文の遺跡でございまして、縄文時代の遺物というものは結構それよりも上の層から出土することがあります。それらを確認して西富貝塚の性格を把握するということは非常に重要なことと考えます。
	ただし、こちらあくまでも私道扱いの場所ですので、掘削深度以上掘ることは文化財保護法的観点からちょっと難しいかなと思います。
委員長	立会いなり、試掘といいましょうか。それが必要ならば積極的に動いた方がいいだろうと思います。藤沢市指定の史跡ですから、それなりの理由があつてしまして指定になっているのだらうと思いますので、それは簡易な現状変更であれ確認をしておく必要があるのだらうというふうに思いますけどね。そういう指導ができれば良いかなと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。
委員長	実際にはまだ工事は着工してないのですよね。
事務局	はい、していません。
委員	事務局の見立てでは、この文章からみた範囲だとすると、立会いをするぐらい？それとも試掘をする？
事務局	現在、埋蔵文化財の担当として考えていますのは、試掘をしてみて遺構まで達しないのであれば立会いで良いのかなと。ただし達するのであれば相応の処置が必要になると考えています。
委員	要するに工事が始まる前に1回試掘をして様子を見てそれで次に判断する。
事務局	おっしゃる通りです。なお今回の現場の北側では2000年代に発掘調査が行われており、その際の情報からすると、縄文時代の面には達しないと考えられます。
委員	実際に工事が始まると重機を持ってきて掘ってしまう可能性もあり得るので、

	事前にどこまで掘るか、工事でどのくらい掘削するか 50 cmなのか、ブロックで 1m なのかっていう感じで深さを確認してください。
事務局	現在、文化財保護法第 93 条に基づく届出が出ていますが、これを見ますと道路部分は現地表面から大体 35 cmとなっております。35 cmですと周辺の調査の状況か見ると当たらないとは考えています。
委員長	この委員会では皆様のご意見で、慎重に確認調査を行い、必要があれば調査するという指導でいいのではないのでしょうかね。
事務局	ご意見ありがとうございます。
委員長	一応ご用意をした議題は以上でございましょうかね。それから用意されているのは 4 番のその他というのがございますけれども、カッコ 1 市指定考古資料の移動について事務局よりお願いします。
事務局	こちらについては資料の 6 をご覧ください。茅ヶ崎市博物館では令和 7 年度夏の企画展として「古代たかくら 1300 年の眠りからの目覚め」の開催が予定されています。この企画展の中で藤沢市指定の考古資料 3 点を含めた数十点の借用依頼がきたため、ここに報告するものです。 企画展の詳細は資料をご覧ください。市指定の考古資料については茅ヶ崎市博物館の学芸員が移動を行い、展示もガラスケース内で行われる予定のため、当委員会ではかるべき案件ではないと事務局では考えますが、いかがでしょうか。ご意見のほどお願いいたします。
委員長	いかがでございましょうか？特に問題ないのではないかな。茅ヶ崎の博物館でやるのですよね。
事務局	はい、そうです
委員	南鍛冶山の資料は保存処理しているのですか。
事務局	南鍛冶山の人面墨書土器については保存処理はしていませんが修復はしています。割れ口が取れないように 2010 年代こちらの保護委員会に諮り、現状変更の手続きをした上で修復しています。あくまで土器の割れ目を塞いだだけの処理です。
委員	現状パサパサになったり異常はないですか。
事務局	今のところ確認している範囲では大丈夫です。
委員長	はいよろしゅうございましょうか。用意した議題は以上でございますけれども、事務局の方にお返ししますので、どうぞよろしくをお願いいたします。